

2022年7月29日

生存保障重視型平準払個人年金保険(利率変動型)『あしたも充実』を改定

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(社長:永井 泰浩)は、平準払の個人年金保険『あしたも充実』を改定し、お客さまの「**長期・積立・分散投資**」をサポートする新たな取扱いを2022年8月1日に開始します。

『あしたも充実』は、お客さまから定期的にお預かりする*1円での払込金額(以下、「保険料円払込金額」といいます)を、月単位の契約応当日に契約通貨(米ドル・豪ドル)に換算し、毎月の保険料として積み立てる個人年金保険です。払い込みいただいた保険料円払込金額を毎月外貨に換算することで、「ドルコスト平均法」*2による為替リスクの低減が期待できます。また、年金原資をより大きくできるよう、「トンチン性」*3のしくみを活用しています。

今般の商品改定では、より手軽に資産形成を始めていただけるよう、保険料円払込金額の**最低額を月額5千円に引き下げ**ました。また、お客さま一人ひとりのライフプランに応じた年金支払開始日を設定いただけるよう、保険料払込期間満了後に**据置期間を設定**できる機能を追加しました。これらの改定によって、お客さまの資産形成に幅広くお役立ていただける、魅力ある商品となっています。

当社はこれからも、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまの健康寿命や資産寿命の延伸といった社会課題の解決に貢献できる生命保険商品・サービスを提供していきます。

- *1 月払、半年払、年払、前納の4つのプランから選択いただけます。
- *2 「ドルコスト平均法」とは、価格が変動する商品を定期的に一定額購入して、平均購入単価を平準化することを期待する投資手法を指します。
- *3 「トンチン性」とは、「死亡した方の保障を抑え、その分を生きている他の方の年金に回すしくみ」により、長生きした人ほど、より多くの年金を受取ることができる保険の性質を指します。

**あしたも充実 改定のポイント****Point 1 : 保険料円払込金額の最低額を引き下げます**

保険料円払込金額の最低額を、月額1万円から**5千円**に引き下げます。

※既契約において払込保険料を減額される場合も、最低額は月額5千円となります。

Point 2 : 保険料の払込方法(経路)が選択できます

口座振替に加え、**クレジットカード**による保険料の払込みも可能です。

※クレジットカード払いは月額3万円以下の月払プランのみご利用いただけます。

Point 3 : 据置期間を設定できます

ご契約時に、保険料払込期間満了から年金支払開始日までの**据置期間を設定いただけます**。据置期間は、1年～30年(年単位)での設定、もしくは設定しないことを選択いただけます。

※年金支払開始日における被保険者の年齢は90歳が上限となります。

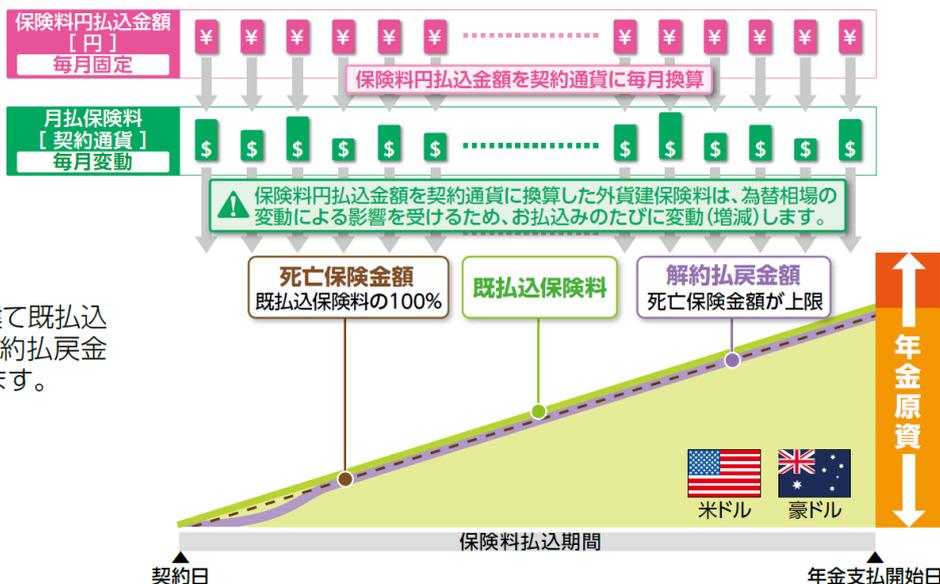
Point 4 : 死亡保険金の型を選択できます

従来からの「70%保障型」に加え、死亡保険金として既払込保険料の100%(契約通貨建て)をお受け取りいただける**「100%保障型」**を選択いただけます。

※契約年齢50歳～80歳のご契約が対象になります。

■商品イメージ図

イメージ図



100%保障型

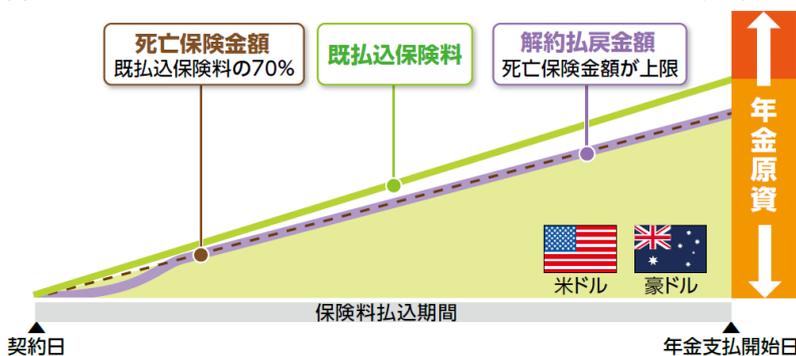
死亡保険金は、契約通貨建て既払込保険料の**100%**となり、解約払戻金は死亡保険金を上限とします。

100%保障型の場合、保険料払込期間中の被保険者の年齢が50歳以上となる年単位の契約当日に、死亡保険金の支払額を変更し、死亡保障を低く抑えることで、変更前より年金原資を大きくすることができます。

70%保障型

死亡保険金は、契約通貨建て既払込保険料の**70%**となり、解約払戻金は死亡保険金を上限とします。

⚠️ ご注意 70%保障型の場合、死亡保険金および解約払戻金の額は契約通貨建て既払込保険料を下回ります。



※上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の年金原資等を保証するものではありません。
 ※商品性を理解いただくために簡略化して記載しています。

当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面\(契約概要／注意喚起情報\)](#) 兼 [商品パンフレット](#)」をご覧ください。

■ 主なお取扱いについて

契約通貨		米ドル／豪ドル
保険料 円払込金額	最低	月額5千円(千円単位)
	最高	月額40万円 ※クレジットカード払いの場合は、月額3万円を上限とします。
保険料払込方法		月払
保険料円払込金額の払込プラン		月払プラン、半年払プラン、年払プラン、前納
保険料払込経路	第1回	三井住友海上プライマリー生命が指定する 金融機関の口座への送金
	第2回以降	口座振替／クレジットカード払い ※クレジットカード払いは、月払プランのみのお取扱いとなります。
保険料払込期間／据置期間		保険料払込期間:10年～50年／据置期間:なし または1年～30年 ※年金支払開始日における被保険者の年齢は90歳を上限とします。 ※ご契約後に変更することはできません。
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳～80歳
年金支払開始年齢の範囲		10歳～90歳
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・解除)の対象です。
付加できる主な特約		個人年金保険料税制適格特約、遺族年金支払特約、円支払特約、 年金円支払特約、指定代理請求特約
減額		減額後の毎月の保険料円払込金額5千円以上
増額・一部解約		お取扱いいたしません

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■為替リスクについて

この保険は、死亡保険金、解約払戻金、年金等(以下、保険金等)を円で受取る場合、為替相場の変動により、換算後の保険金等の金額が、お払込みいただいた保険料円払込金額の合計額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。また、保険料円払込金額を契約通貨に換算した外貨建保険料は、為替相場の変動による影響を受けるため、お払込みのたびに変動(増減)します。

■預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●保険料払込期間中にご負担いただく費用

- ・払込保険料から新契約の締結に必要な費用として新契約費用、保険料の集金に必要な費用として集金費用を控除します。
- ・保険料払込期間中に適用される積立利率の算出に用いる基準利率は、保険料払込期間に応じた年数および契約通貨に応じた指標金利の-1.0%~+1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。なお、基準利率は0.01%を下回ることはありません。
※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
- ・契約内容に応じて、契約日から一定期間は、積立金額から死亡保険金を支払うための死亡保障費用を控除する場合があります。
※これらの費用は、保険料払込期間、経過期間、契約通貨、被保険者の年齢、性別等によって異なるため、その計算方法を表示することができません。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合の円入金特約レート	TTM+50銭*
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM-50銭

*年払プランの場合は、為替手数料の優遇があり、TTMを使用します。

●年金支払期間中にご負担いただく費用(遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約時にご負担いただく費用

解約時にご負担いただく費用はありません。